

令和4年度 第3回理事会議事録

- 1 日 時 令和4年7月12日（火）午後3時～5時20分
- 2 方 法 会場（ホテルプラム）とオンライン（Zoom）による会議
- 3 出席者 理事14名、監事2名、顧問2名
（理事8名、監事1名、顧問1名は、オンライン参加）
- 4 進 行 議長（会長）

5 協議事項

(1) 代表者・院長会議について

協議を行った結果、ここ2年間実施していなかったため、今年度は開催に向けて準備はしていくこととし、当日の進行は講演会・院長会議ともに坂井理事とし、講演会は横浜市大教授と北里大学教授に依頼し、院長会議は食事の提供は無くして各病院の近況報告などできるだけ短時間で行うように実施する方向で予定していくこととなった。

(2) 各種表彰候補者の推薦について

神奈川県公衆衛生協会長表彰候補者は、協議の結果、木佐森朝野精神保健福祉士（愛光病院）を推薦することとなった。

神奈川県救急医療功労者表彰候補者は、協議の結果、清川遠寿病院を推薦することとなった。

第16回「塙 保己一賞」候補者は、協議の結果、該当無しとなった。

(3) 各種委員の推薦について

神奈川県精神科病院実地審査担当医は、協議の結果、協会からの30名は継続とし、北里大学、東海大学から推薦された10名を含めて40名を推薦することとなった。

横浜市精神医療審査会委員は、協議の結果、馬場理事及び加瀬院長を引き続き推薦することとなった。

横浜市障害者施策推進協議会委員は、協議の結果、山口副会長を引き続き推薦することとなった。

(4) 各種会議について

令和4年度第1回 神奈川県いじめ問題対策連絡協議会は、協議の結果、大滝理事が出席することとし、令和4年度の取組について、「別紙1」の回答案で提出することとなった。

令和4年度神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議(第2回)は、協議の結果、増田理事が出席することとなった。

(5) その他

- ・精神病床の取扱いに関する県の要綱整備について

～ここで、県職員2名（がん・疾病対策課村上GL、最首主査）がオンラインで入室
県より説明があり、次のとおり議論を行った。

（県：村上GL）

要綱整備について、協会が既に行っている精神病床の削減ルールについて要綱に規定して全県的に適用していくこととし、9月の県精神保健福祉審議会、県保健医療計画推進会議で審議し、10月の医療審議会に報告して改正する予定であることが説明された。また、精神病床を削減して地域移行を進めるために基金事業を使ってインセンティブを設けることを医療課が検討していること、また、入院患者に対する4回目のワクチン接種の依頼があった。

（竹内会長）

基準病床数は厚労省の基準に合わせて算出しているが、今後も変わらないか？

（県：最首主査）

各自治体の変数等国から示されており、県の裁量幅は大きくない。

（竹内会長）

超高齢社会となり、認知症病棟が増えていって、急性期病棟が基準病床以上に減ら

されている不安があるが、できるだけ療養病棟で診ていく形にならないか？

(県：最首主査)

精神科病院にどういう入院患者がいて、どういう患者をターゲットに地域移行していくのか検討していきたい。

(竹内会長)

患者の数を把握しながら進めていって欲しい。

(坂井理事)

精神病床を削減しない場合は、事前協議の申し出はしないということか？

(県：最首主査)

精神科の病床を持つ病院が一般病床の配分を希望する場合には、同数の精神病床を削減することを協議の条件として定めるもの。精神病床を削減しない場合は協議の対象とはならないので、一般病床の配分はされないことになる。

(山口副会長)

令和4年分の病床配分の協議から適用されるという理解で良いか？

(県：最首主査)

今年度の病床配分の前に決定する方向で調整している。9月の精神保健福祉審議会、保健医療計画推進会議で協議して10月までには要綱改正できるので、令和4年度の前協議から適用していく。

(大滝理事)

高度急性期を担う総合病院が新たに精神病床を作りたいときはどうなるのか？

(県：最首主査)

神奈川の精神病床は基準病床を超えているので新たに精神病院を作るのは難しい。今の精神病床を急性期に特化した病床を作るなど機能の変更は認められるかとは思いますが、全く新しい病院を作ることは現状では認められない。

(竹内会長)

川崎市立病院が基幹病院として何床か作ったことや、横須賀市で合併症の病棟を10床くらい作ったことがあったが、特例で厚労省の許可を得て増やしたものだ。北里大学も東病院の60床を閉鎖することで、本院に42床作るよう審議会にかけられたと記憶している。要綱改正については、9月に精神保健福祉審議会等があるので、それまでに疑問点や意見があれば連絡していただきたい。

～ここで、県職員2名がオンラインから退室

・弁護士会からの意見書、当番弁護士制度について

古谷顧問より、身体拘束の警告については、身体拘束の必要性の理論武装をし警告に対して反論することも必要であること、また、弁護士会との協議の場については、ルールを作ってルールに違反した人を排除していく意味でも協議の場を設けることは検討した方が良いとの意見があった。

竹内会長からは、県の弁護士会とは、古谷顧問を含めて何人かの理事で打合せを行って行くことが提案され了承された。

・名義使用許可申請について

「第12回COVID-19臨床懇談会」は、7月15日に開催されるため既に会長より承諾する旨を回答済みであることが報告された。

NPO法人じんかれんからの「第48回精神保健福祉・県民の集い」については、協議の結果、承認された。

6 報告事項

(1) 日精協報告について

・資料のとおり、令和4年7月7日(木)に開催された第3回理事会について、大野支部長より報告があった。

(2) 各部長会について

資料のとおり、それぞれ6月に総会・第1回研修会を開催したことが報告された。

(3) 第2回理事会議事録について

議長から、修正があれば事務局に連絡するよう話があった。

(4) その他

・事務局より、隔年で開催している「コ・メディカル研修」と毎年開催している「栄養課職員研修」について、コロナ感染が拡大してしまったので、開催時期について少し様子を見てから調整したいことが報告された。

・次回理事会は、9月13日(火)に開催することとなった。

以上で、全ての審議を終了し議長は午後5時20分理事会の閉会を告げた。